

相続定期預金『池田泉州プラチナプラス』

2018年12月15日現在適用中

項目	内 容
1. 商 品 名	池田泉州プラチナプラス
2. 販 売 対 象	金融機関での相続手続き完了後1年以内に、その相続により取得したご預金を原資としてお預入れいただける個人のお客さま
3. 期 間	6カ月 ※自動継続型のお取扱いはできません。
4. 預 入	
(1) 預 入 方 法	一括預入
(2) 預 入 金 額	1,000万円以上 ※相続金受取額以内、他金融機関でお受取りになられた相続預金も対象となります。
(3) 預 入 単 位	1円単位
5. 払 戻 方 法	満期日以後に一括して払戻します。
6. 利 息	
(1) 適 用 金 利	預入時の池田泉州プラチナプラス専用金利を満期日まで適用します。
(2) 計 算 方 法	付利単位を1円として、1年を365日とする日割計算とします。
7. 手 数 料	特に定めはありません。
8. 課 税 方 式	分離課税(税率20%) ※ただし、「復興特別所得税0.315%」が付加される2013年から2037年までの間にお受取りになる利息には、20.315%の税金がかかります。 マル優のお取扱いはできません。
9. 中途解約時の取扱い	原則中途解約はできません。しかし、当行がやむをえないものと認めて中途解約する場合は以下の中途解約利率により計算した利息とともに払戻します。 (中途解約利率) ①預入日の1ヶ月後の応当日の前日までに解約する場合 次の②の方式による利率(小数点第4位以下切り捨て)と解約日の普通預金利率のうち、いずれか低い利率とします。 ②預入日の1ヶ月後の応当日以降に解約する場合 次のAおよびBの算式により計算した利率のうち、いずれか低い利率を適用します。(Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%を下限とします。) A. 約定利率 × 70% B. 約定利率 - $\frac{(基準利率 - 約定利率) \times (約定日数 - 預入日数)}{預入日数}$ (注) 基準利率とは、解約日にこの預金の元金を当初約定満期日まで新たに預入するとした場合に適用される利率を表します。くわしくは窓口までお問い合わせください。

10. 金利情報の 入 手 方 法	窓口までお問合わせください。
11. その他の参考 となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・お預入れ時に「お預入れされる方が相続人であること」「金融機関での相続手続き完了時期」「お預入原資を相続により引き継いだこと」が確認できる書類をご提出いただきます。 ・本商品は複数店でのお預入れはできません。 ・窓口でのお申込みに限らせていただきます。 ※ATM、ダイレクトバンキングでのお預入れはできません。 ・満期日以後の利息は、解約日または書替え継続日における普通預金利率により計算します。 ・『池田泉州プラチナプラス』お預入れのお客さまは「TORYO俱楽部」にプレミアム会員として入会可能となります。
12. お客様への 重要説明事項	<ul style="list-style-type: none"> ・当該商品は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。 ・金融情勢の変化等により、商品内容を変更、またはお取扱いを中止させていただく場合があります。

当行が契約している指定紛争解決機関は、一般社団法人全国銀行協会です。

連絡先：全国銀行協会相談室（TEL 0570-017109 または 03-5252-3772）